

下記のとおり、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成28年5月24日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経営管理部職員局健康指導課 健康管理班

電話番号 054-221-3197

3 業務概要

(1) 入札番号

職健第2号

(2) 業務内容

平成28年度 静岡県職員ストレスチェック業務

(3) 静岡県職員ストレスチェック業務の特質等

詳細は、平成28年度静岡県職員ストレスチェック業務委託契約書及び平成28年度静岡県職員ストレスチェック業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

平成28年7月7日から平成28年11月30日まで

(5) 実施場所

静岡県庁ほか

4 競争入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札に参加する者に必要な資格（昭和39年告示第220号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 次のアからキに該当していないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

う。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 公告の日から入札の日までの間に静岡県から入札参加資格制限措置又は指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 以下、ア、イのいずれかを満たしていること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者又は

「JIS Q 27001」、「JIS Q 27002」、「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」等の認証を有している者

イ ア以外の事業者にあつては、事業者において個人情報保護に関する規程を定めていて、個人情報保護に関する教育・研修(実施計画・実施内容等を示すことができること。)を実施している者

5 入札者に求められる義務

(1) 業務の実施に当たっては、事前に県と十分協議を行い、業務に関する法令、規則及び仕様書を遵守すること。

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認申請書を平成28年6月7日(火)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)に入札説明書等の交付場所に提出しなければならない。

6 入札説明書等の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経営管理部職員局健康指導課

電話番号 054-221-3197

(2) 交付期間

平成28年5月25日(水)から平成28年6月7日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後5時まで

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成28年6月30日(木)午前10時00分

(2) 入札の場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館15階 健康指導課

(3) 入札書の受領期限

持参の場合 開札の日時まで

郵送、電送による入札は認めない。

(4) 入札方法

総価による。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金及び契約保証金

要

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出する入札書及び入札に関する条件等に違反した者の入札書は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。